

災害等緊急時におけるタクシーによる
要配慮者等の輸送の協力に関する協定書

京 都 府
一般社団法人京都府タクシー協会

災害等緊急時におけるタクシーによる要配慮者等の輸送の協力に関する協定書

京都府（以下「甲」という。）と一般社団法人京都府タクシー協会（以下「乙」という。）とは、次のとおりタクシーによる要配慮者等の輸送に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、自然災害、原子力災害、武力攻撃事態等により京都府民の生命、身体及び財産に重大な被害をもたらす緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合その他甲が特に協力を必要とする場合において、甲から乙に対して行うタクシーによる要配慮者等輸送の協力の要請に関し、適切かつ円滑な運営を期すため、その手続等について定めるものとする。

（定義）

第2条 本協定中、要配慮者とは、災害対策基本法第8条第2項第15号に基づく要配慮者及び同法第49条の10に基づく避難行動要支援者その他災害時の避難に際し支援を要する者をいう。

（要請）

第3条 甲は緊急対策を実施する上で乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項を明示して、乙に対し輸送の協力の要請を文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に文書を提出するものとする。

- (1) 災害等の状況及び協力を要する事由
 - (2) 輸送に必要な車両の台数、種類及び人員
 - (3) 輸送区間
 - (4) 協力を必要とする期間
- 2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、乙の協会員に対し通常業務に優先して協力するよう求めるものとする。
- 3 甲は乙に対し輸送の協力の要請を行う暇がない場合は、直接、乙の協会員に協力を要請することができる。
- 4 甲は、前項の規定により、乙の協会員に直接、輸送の協力の要請を行ったときは、乙に対しその旨を報告するとともに、協力要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、乙に通知するものとする。

（安全の確保及び実施）

第4条 甲は、甲の要請に協力する乙の協会員に対し、協力の内容に応じ、安全の確保に十分に配慮するものとする。

(報告)

第5条 乙の協会員は、輸送の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、甲に対し、乙を通じて、次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後に文書を提出するものとする。

- (1) 提供した車両の台数、種類及び人員名簿
- (2) 輸送区間走行距離及び活動期間
- (3) その他必要な事項

2 甲は、乙の協会員から直接、業務報告を受けたときは、乙に対しその内容を報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 乙又は乙の協会員が協力に要した費用は、甲が負担する。

- 2 前項の費用は、当該業務を行うために要する実費とし、甲乙協議して定める。
- 3 乙又は乙の協会員は、別に定める様式により、甲に対し協力に要した費用を請求するものとする。
- 4 甲は、前項の請求の内容を確認し、適當と認めたときは、乙の協会員に対し協力に要した費用を支払うものとする。

(事故等)

第7条 乙の協会員が提供した車両が故障その他の理由により運行を中断したときは、乙の協会員は、速やかに当該車両を交換して、その供給の継続に努めるものとする。

2 乙の協会員は、車両の運行に際し、事故が発生したときは、乙を通じて、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

(旅客及び第三者に対する責任)

第8条 乙の協会員は、車両の運行に際し、乙の協会員の責に帰する理由により車両の使用者及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(補償)

第9条 甲は、甲の協力要請に応じて輸送業務に従事した乙の協会員が、そのことにより死亡し、若しくは負傷し、又は輸送業務に従事したことによる起因した疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、次に掲げる場合を除き、「災害に際し応急措置の業務に従事した者にかかる損害補償に関する条例」(昭和38年7月1日京都府条例第14号)の規定に準じてその損害を補償する。

- (1) 輸送業務に従事する者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 他の制度等により補償を受ける場合
- (3) 当該災害等が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(連絡体制等)

第10条 甲及び乙は、この協定の円滑かつ迅速な履行を図るため、あらかじめ連絡担当課を定めるものとする。

(協力会員の名簿の提出)

第11条 乙は、所属する協力会員のうち、この協定に基づく業務に協力できる者の名簿を甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の名簿に変更があったときは、毎年4月末日までに、甲に報告するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(協定の期間及び継続)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度の3月31日までとする。

2 有効期間が満了する30日前までに甲乙いずれからも継続をしない旨の書面による通知がない場合は、この協定は自動的に一年間継続されたものとする。これ以降の、期間満了のときも同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年7月11日

甲 京都府

知事 西脇 隆俊



乙 京都市伏見区竹田向代町51-5

一般社団法人京都府タクシー協会

会長 兼元秀和

